

令和2年第5回水巻町議会 定例会 会議録

令和2年第5回水巻町議会定例会は、令和2年9月2日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

| | | | |
|----|------|-----|-------|
| 1番 | 白石雄二 | 8番 | 船津 宰 |
| 2番 | 廣瀬 猛 | 9番 | 高橋 恵司 |
| 3番 | 津田敏文 | 10番 | 入江 弘 |
| 4番 | 大貝信昭 | 11番 | 住吉浩徳 |
| 5番 | 岡田選子 | 12番 | 松野俊子 |
| 6番 | 中山 恵 | 13番 | 久保田賢治 |
| 7番 | 古賀信行 | 14番 | 水ノ江晴敏 |

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

| | | | |
|--------------|---------|-----------------------|---------|
| 町 長 | 美 浦 喜 明 | 子育て支援課長 | 吉 田 功 |
| 副 町 長 | 吉 岡 正 | 福 祉 課 長 | 吉 田 奈 美 |
| 教 育 長 | 小 宮 順 一 | 健 康 課 長 | 内 山 節 子 |
| 総 務 課 長 | 大 黒 秀 一 | 建 設 課 長 | 北 村 賢 也 |
| 企 画 課 長 | 増 田 浩 司 | 産 業 環 境 課 長 | 藤 田 恵 二 |
| 財 政 課 長 | 蔵 元 竜 治 | 下 水 道 課 長 | 河 村 直 樹 |
| 住 宅 政 策 課 長 | 古 川 弘 之 | 会 計 管 理 者 | 服 部 達 也 |
| 税 務 課 長 | 洞ノ上 浩 司 | 学 校 教 育 課 長 | 佐 藤 治 |
| 住 民 課 長 | 手 嶋 圭 吾 | 生 涯 学 習 課 長 | 高 祖 睦 |
| 地 域 づ くり 課 長 | 土 岐 和 弘 | 図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長 | 山 田 浩 幸 |

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和2年9月 定例会
(第5回)

本会議 会議録

令和2年9月2日

水巻町議会

令和2年 第5回水巻町議会 定例会 会議録

令和2年9月2日

午前10時00分開会

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、只今から令和2年第5回水巻町議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（白石雄二）

日程第1、会議録署名議員の指名について。今期定例会の会議録署名議員に5番 岡田議員、6番 中山議員を指名いたします。

日程第2 会期について

議長（白石雄二）

日程第2、会期についてお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より9月18日まで、17日間をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異議なし —

御異議なしと認めます。よって会期は、9月18日まで17日間と決しました。

日程第3 同意第14号

議長（白石雄二）

日程第3、同意第14号 水巻町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。はい、町長。

町長（美浦喜明）

同意第14号 水巻町教育委員会委員の任命について。

教育委員会委員 福田広子氏の任期が、令和2年9月29日で満了となりますが、再度任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

よろしく願いいたします。

日程第4 認定第1号 / 日程第5 認定第2号 / 日程第6 認定第3号 / 日程第7 認定第4号

議長（白石雄二）

日程第4、認定第1号 令和元年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第2号 令和元年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第3号 令和元年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、及び日程第7、認定第4号 令和元年度水巻町公共下水道事業会計決算の認定についての4案件を一括議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。はい、町長。

町長（美浦喜明）

認定第1号 令和元年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和元年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和元年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和元年度水巻町公共下水道事業会計決算の認定について、以上につきましては、一括して提案させていただきます。

認定第1号から第4号までの4案件は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものです。

よろしく願いいたします。

議長（白石雄二）

引き続き、監査委員に監査報告を求めます。加藤監査委員。

監査委員（加藤博道）

代表監査委員の加藤でございます。

はじめに令和元年度水巻町一般会計、特別会計及び公共下水道事業会計の決算審査結果について御報告いたします。

審査の対象は、令和元年度水巻町一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、公共下水道事業会計の、それぞれの歳入歳出決算であります。

各会計の歳入歳出決算書及び関係書類等を基に審査いたしました結果、各会計とも予算の目的に沿って執行されており、またその計数は正確で、令和元年度における決算額が、適正に表示されているものと認めました。

それでは、詳細は省略させていただき、総括的な意見を申し上げます。

まず、一般会計決算は、歳入決算額102億1千307万6千円、歳出決算額98億6千236万6千円で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支では、3億5千71万円の黒字決算であります。繰越財源として、翌年度に1千950万1千円を繰り越し、財政調整基金に1億7千万円を積み立てたため、最終的な翌年度への純繰越金は、1億6千120万9千円となっております。

歳入については、前年度より5億4千531万3千円増加しており、主な増減の内訳は、町税

等は減少しましたが、町債や国庫支出金等で増加となっております。

歳出については、前年度より6億1千931万6千円増加しております。

歳出のうち「義務的経費」は、人件費、扶助費、公債費がそれぞれ増加し、全体で、5億294万3千円の増加となりました。

次に、「消費的経費」は、1億7千902万3千円減少しており、この主な要因は、嘱託職員が任期付職員へ移行したことにより、職員給の性質が物件費から人件費へ変更となったことによる物件費の減少と、遠賀・中間地域広域行政事務組合負担金の補助費等の減少によるものであります。

次に、「投資的経費」は、普通建設事業費の事業量が増加したことから、全体で3億8千695万7千円の増加となっております。

次に、「その他の経費」は、9千156万1千円の減少で、前年度に退職手当準備基金や公共施設等整備基金の積立を行っていたことによる積立金の減少と、公営事業会計への繰出金の減少が主な要因となっております。

歳入においては、全体の歳入額は増加したものの、自主財源である町税収入は減少しました。次年度以降も新型コロナウイルスの影響による地域経済の低迷などで、税収入などの大幅な減収が見込まれ、町の財政に及ぼす影響は計り知れません。

歳出においては、少子高齢化が急速に進展する中、今後も社会保障費などの増加は続くものと思われまます。さらに、歳入同様、新型コロナウイルスの影響による町民の生活支援や町内事業者への継続した支援も必要であると推測されることから、限られた財源のなかで、社会の動向や住民の要求を的確に把握し、住民にとっての優先順位等を十分に考慮したうえで、事業の選択を行い、住民サービスの向上を図っていただきたいと思ひます。

次に、近年、全国で毎年のように起こっている自然災害について、本町においても十分に対策を講じておられますが、平成30年度に作成されたハザードマップを確認しますと、町の主要な公共施設や災害時の指定避難場所、備蓄倉庫におきましては、大雨や台風などで大水害が発生した場合に水没してしまう恐れもあり、機能しなくなる可能性があります。いつ、どこで発生するかわからない自然災害に対する事前の対応策を練っておく必要があることから、即時に対応できる環境と町の機能が維持できる災害対策を講じていただきたいと思ひます。

次に、町の認知度アップのため、さまざまなシティプロモーションが展開されており、町民の中に町に対する愛着や親しみが深まるなど、その効果は確実に出てきていると思われまます。今後は、さらに町外に向けて、各種メディアを積極的に活用するなど、水巻町の良さや強みを効果的にアピールすることにより、定住促進につながるよう工夫されることを望みます。

次に、本町では子供たちの学力向上のために、いろいろな方策を講じておられますが、次代を担う子供たちにとって、学習環境は重要だと考えまます。特に、学力の基本は国語力であると言われており、国語力と読書量の相関関係については、読書量の多さが「問題の文章を読み解く力を高める」とも言われております。

本町では、小学生までの読書習慣は十分に定着していますが、活字離れ、読書離れが顕著になってくる中学生に対しても読書習慣を定着させることができるような取り組みを推進されることを望みます。

一般会計の最後に、昨年も申し述べましたが、現在の財務会計制度は、単式簿記による現金主義会計で、現行の会計制度では、行政コストや資産のストック情報等が見えにくい状況となっております。現在、新地方公会計制度に基づき作成されている財務4表データを十分に分析し、中長期にわたる財政運営計画に有効活用されるとともに、よりわかりやすく住民に周知する方法について、引き続きご検討いただきたいと思います。

次に、特別会計ですが、国民健康保険事業特別会計は、形式収支では7千725万4千円の黒字決算ですが、一般会計からの赤字補てんである「その他の繰入金」等を差し引くと、107万5千円の赤字となりました。この一般会計からの赤字補てんのために繰り入れている「その他の繰入金」は前年度に比べ大幅に減少し、4千700万円となっております。

なお、国民健康保険事業特別会計は、平成30年度より県単位化され、町は事業費納付金を県に納付することにより、保険費のほとんどを県支出金によりまかなっております。

次に、後期高齢者医療特別会計は、1千220万4千円の黒字決算であります。後期高齢者医療特別会計の財政運営は、全市町村が加入する県単位の後期高齢者医療広域連合が行い、保険料徴収は、町が行っています。後期高齢者医療保険における被保険者は、年々増加しております。

特別会計においては、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計とも、医療の高度化等により、医療費の増加傾向は続いていくものと思われまます。このため、町全体で、住民の健康に対する意識の向上を促す取り組みは必要不可欠なものと考えまます。

健康課のまとめによりますと、平成27年度と平成30年度の比較において、男女とも平均寿命は延びていますが、健康寿命はほぼ横ばいで、平均寿命と健康寿命の差が開いてきています。健康寿命の延びは医療費の抑制につながりますので、今後は、いかに健康寿命を延ばしていくかが課題であります。「健康に長生きする」という誰もが抱く希望の実現のため、住民に対し、みずまろ体操やウォーキングなど気軽にできる健康づくりの方法を提案するとともに、健康寿命延伸のための具体的な数値目標等を掲げるなど、積極的な啓発活動を推進し、住民の健康意識の向上により一層取り組んでいただきたいと思います。

次に、令和元年度公共下水道事業会計についてですが、下水道事業は施設整備途中ではありますが、決算は、税抜きで、収益7億5千577万2千590円に対し、費用は、7億6千897万4千138円で、差し引き1千320万1千548円の純損失を計上し、赤字決算であります。

資本的収入及び支出については、税込みで、収入が7億6千916万4千600円に対し、支出は、9億1千292万3千943円で、不足する額の1億4千375万9千343円については、内部留保資金等で補填していますが、今後は、将来における企業債償還金額の原資について具体的な検討をお願いしたいと思います。

次に、令和元年度定額資金運用基金運用状況調書の審査について、御報告いたします。

対象の定額資金運用基金は、国民健康保険高額療養資金貸付基金と国民健康保険出産資金貸付基金であります。

期間中の基金の運用状況は、それぞれの設置目的にそって運用されており、計数は正確で、その執行は適正であると認めました。

続いて、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく実質赤字比率・連結実質赤字

比率・実質公債費比率・将来負担比率の健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の審査について、御報告いたします。

健全化判断比率は、国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、また、公営企業における資金不足比率についても、資金不足無しであることを確認いたしました。

以上、令和元年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計及び公共下水道事業会計の決算審査及び定額資金運用基金運用状況調書の審査、並びに健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についての、決算審査報告といたします。

日程第 8 議案第 36 号

議 長（白石雄二）

日程第 8、議案第 36 号 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 36 号 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について。

地方自治法の一部改正により、町長や職員、行政委員等の職務行為において、善意でかつ重大な過失がない場合に、条例において賠償の限度額を定めて損害賠償責任の一部を免責することができることとされました。

この法改正を踏まえ、本町における町長等の損害賠償責任の一部免責について定めるため、本条例を制定するものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

なお、この条例の制定については、地方自治法の規定により、議決しようとするときは予め監査委員の意見を聞かなければならないとされているため、本日付で、文書により監査委員に対し意見照会を行います。

日程第 9 議案第 37 号 / 日程第 10 議案第 38 号

議 長（白石雄二）

日程第 9、議案第 37 号 二町営住宅外部改善（5 号棟）工事の請負契約の締結について、及び日程第 10、議案第 38 号 二町営住宅外部改善（6 号棟）工事の請負契約の締結についての 2 案件を一括議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 37 号 二町営住宅外部改善（5 号棟）工事の請負契約の締結について、議案第 38 号 二町営住宅外部改善（6 号棟）工事の請負契約の締結について、以上 2 件の各議案につきましては、二町営住宅地内の 5 号棟及び 6 号棟の外部改善工事であり、関連がありますので一括提案させていただきます。

これら2件について、令和2年7月30日指名競争入札に付した結果、落札者と請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

なお、二町営住宅外部改善（5号棟）工事の契約の相手方は、北九州市小倉南区北方二丁目6番2号株式会社コンステック北九州営業所所長 今田朋貴氏で、契約の金額は、6千561万9千400円です。

また、二町営住宅外部改善（6号棟）工事の契約の相手方は、北九州市小倉南区大字呼野1087番地2ビルドリペア技研工業株式会社代表取締役 藤田次朗氏で、契約の金額は、6千475万7千円です。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第11 議案第39号

議 長（白石雄二）

日程第11、議案第39号 令和2年度水巻町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第39号 令和2年度水巻町一般会計補正予算（第7号）について。

今回の補正予算は、子ども・子育て支援交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などを活用して、保育所および幼稚園等が、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底しつつ、事業を継続的に実施していくために必要な感染症対策経費を計上するほか、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながら、障がい児福祉サービスの継続に努めていただいた水巻町障害児学童の職員に対する慰労金など、所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2千400万円を追加しまして、142億7千850万円としています。

歳出予算につきましては、まず、民生費では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用して、令和2年2月20日から6月30日までの間に、水巻町障害児学童に通算10日以上勤務した職員に対して、一人当たり5万円を交付する障がい福祉慰労金を30万円計上しています。

次に、地域包括支援センターの主任介護支援専門員が令和3年3月末で退職することから、事務引継期間を考慮し、後任の職員を事前に雇用するための給料等人件費を140万円増額しています。財源につきましては福岡県介護保険広域連合配分金を増額しています。

次に、地域密着型施設等整備補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策として、介護施設等に簡易陰圧装置・換気設備を設置するための経費に対する介護施設等整備事業補助金を150万円計上しています。

また、保育対策総合支援事業費補助金、子ども・子育て支援交付金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した新型コロナウイルス感染症対策のための経費を、私立保育所費に816万円、公立保育所費に295万円、子育て支援センター費に130万円、子ども・子育て支援事業費に639万円計上しています。

教育費では、子ども・子育て支援交付金を活用した新型コロナウイルス感染症対策のための経費を、放課後児童対策費に 200 万円計上しています。

歳入予算につきましては、国庫支出金 1 千 10 万円、県支出金 1 千 250 万円、諸収入 140 万円を増額しています。

また、「小中学校 I C T 教育環境整備更新等事業リース料」、「伊左座小学校・えぶり小学校・吉田小学校給食調理等業務委託料」につきまして、「債務負担行為」の設定をお願いするものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 12 議案第 40 号

議 長（白石雄二）

日程第 12、議案第 40 号 令和 2 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 40 号 令和 2 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した被保険者等の国民健康保険税減免による国民健康保険税の減額、並びにその保険税減額分の財政支援としての災害臨時特例補助金及び特別調整交付金を増額するなど、所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 150 万円を追加しまして、32 億 8 千 890 万円としています。

歳出予算につきましては、諸支出金において、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免制度が令和 2 年 2 月分以降の保険税から対象となることから、令和元年度分の保険税の還付が増加しましたので、国民健康保険税還付金を 150 万円増額しています。

歳入予算につきましては、国民健康保険税 2 千 350 万円を減額し、国庫支出金 1 千 410 万円、県支出金 1 千 90 万円を増額しています。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 13 議案第 41 号

議 長（白石雄二）

日程第 13、議案第 41 号 令和 2 年度水巻町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 41 号 令和 2 年度水巻町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について。

今回の補正予算は、受益者負担金収入及び受益者分担金収入が当初予算額より増額となり、それに伴い受益者負担金前納報奨金に不足が生じるため、所要の補正を行うものです。

補正予算の内容といたしましては、収益的支出の総係費に 350 万円を増額して、8 千 115 万 5

千円とし、資本的収入の負担金に 820 万円を増額して、8 千 492 万 1 千円としています。
よろしく、御審議をお願いします。

議 長（白石雄二）

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 30 分 散会